

庁議付議事案書

開催・令和7年3月26日

所管部課	総務部職員課	部長	矢吹 勇一
件 名	東大和市特定事業主行動計画策定等委員会設置要綱の一部を改正する要綱について	区分	1 審議事項 <input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則		
関係事項	部課機関		
<p>1. 要旨</p> <p>市では、現在、特定事業主行動計画の策定等に当たり、次世代育成支援対策推進法に基づく委員会と女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく委員会の2つを設置しているところであるが、これら2つの委員会には所掌事務や委員構成など類似している事項が多く、計画についても一本化して策定している状況にある。</p> <p>このため、標記要綱を一部改正し、要綱を一本化するとともに、あわせて組織改正に伴う所要の文言修正を図るものである。</p>			
<p>(1) 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員会を設置するための根拠法令に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律を加える。 委員長は、人事課長、副委員長は教育総務課長の職にある者とする。 委員は、議会事務局次長、市民生活課長、選挙管理委員会事務局長及び監査委員事務局長の職にある者並びに市長が必要と認める職員2人とし、委員には2人以上の女性を含むものとする。 委員会の庶務は、政策経営部人事課において処理する。 			
<p>(2) 施行日</p> <p>令和7年4月1日</p>			
<p>(3) 影響及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> 要綱を一本化することで、事務の効率化が図られるとともに、実態に即した運用となる。 新たに女性の委員を加えることで、男女共同参画の視点を取り入れた計画の策定等が図られる。 			
<p>(4) その他</p> <p>要綱の一本化に伴い、東大和市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画策定等委員会設置要綱は廃止する。</p>			
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p>			
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>			
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議における報告終了後、速やかに制定手続を進めたい。</p>			
<p>5. 審議結果</p>			

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。